

令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2 - (14))

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 (政策体系上の位置付け： - 13 - (1))					
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹⁾ 対策を推進する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者²⁾の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	23,004,877	23,597,498	24,282,360	23,807,397
		補正予算(b)	2,499,623	4,038,198	3,925,839	-
		繰越し等(c)	278,916	1,802,300	1,833,759	
		合計(a+b+c)	25,225,584	25,833,396	30,041,958	
執行額(千円)	24,844,088	23,791,635	27,024,680			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定) ³⁾ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) ⁴⁾					

令和3年度から予算の一部が内閣官房及びデジタル庁において計上されているところ、当該予算(10,663,460千円)を含んだ額

測定指標	令和2年度目標値					達成	
1 入国審査待ち時間20分以内達成率(%)	対元年度増					未達成	
	基準値	実績値					
	元年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
	76	72	1	76	78	76	2
参考指標	実績値						
	28年	29年	30年	元年	2年		
1 外国人入国者数(人)	2,322万	2,743万	3,010万	3,119万	431万		

2	外国人出国者数（人）	2,302万	2,718万	2,985万	3,096万	468万
3	日本人帰国者数（人）	1,709万	1,788万	1,891万	2,003万	368万
4	日本人出国者数（人）	1,712万	1,789万	1,895万	2,008万	317万
5	自動化ゲートの利用者数（人）	275万	331万	1,260万	3,500万	774万
6	バイオカートの導入状況	関西空港等 3空港に導 入	成田空港 等12空港 に導入	北九州空 港等2空 港に導入	羽田空港に 導入	博多港及び 比田勝港に 導入

- 1 平成29年1月～3月までの実績値である。
- 2 検疫の強化を含む新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた令和2年1月から3月の値を含む。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせている。

測定指標		令和2年度目標値				達成	
2	在留資格取消件数（件） 各年末現在	対元年増				達成	
		基準値	実績値				
		元年	28年	29年	30年	元年	2年
		993	294	385	832	993	1,210

測定指標		令和2年度目標値				達成	
3	違反事件数（件）	対元年増				未達成	
		基準値	実績値				
		元年	28年	29年	30年	元年	2年
		19,386	13,361	13,686	16,269	19,386	15,875

評	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
		(判断根拠) 測定指標1, 2及び3は、各達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標1については、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降は計測を見合わせ

<p>価 結 果</p>	<p>せているため、未達成とした。</p> <p>測定指標2について、目標件数を上回っているため目標達成とした。</p> <p>測定指標3について、新型コロナウイルス感染症の影響により摘発実施件数が、例年と比べ1,000件以上減少している中、違反事件数は過去の件数と比べ高い水準を維持しているものの、対元年増という目標は達成できなかったため未達成とした。</p> <p>以上のとおり、測定指標1については目標は未達成であり、測定指標2は目標を達成、測定指標3は目標未達成であったため、本施策は進展が大きいと判断した。</p>
<p style="text-align: center;">施策の分析</p>	
<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、令和2年4月以降、入国審査待ち時間の計測を見合わせており、目標は未達成となっている。</p> <p>なお、計測及び公表の再開については、外国人入国者数の回復状況を踏まえつつ検討することとしている。</p> <p>【測定指標2関係】</p> <p>平成29年1月1日から、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じているほか、在留資格取消しのための事実の調査⁵を入国審査官に加えて入国警備官が行うことも可能となっている。また、在留管理において関係機関等とも連携し、情報共有に努めている。そのため在留資格取消件数は前年を217件上回り、目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標3関係】</p> <p>令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と比べ摘発実施件数が1,000件以上減少(令和元年は1,536件、令和2年は361件)したものの、摘発担当職員を他の違反事件処理に充てるなどして違反事件全体の処理促進に努めた結果、違反事件数は15,875件と、過去のそれと比べても高い水準が維持できた。しかし対元年増という目標は達成できなかったため、「未達成」と評価した。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性等)</p> <p>【測定指標1関係】</p> <p>達成手段 「出入国管理業務の実施」、 「バイオメトリクスシステム⁶の維持・管理」、 「出入国審査システム⁷の維持・管理」及び 「外国人の出入国情報の管理」に関して、審査ブースコンシエルジュの配備、バイオカート⁸及び顔認証ゲートの導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化を令和元年度に行った。入国審査待ち時間20分以内の達成率は、外国人入国者数の増加が令和元年度前半は顕著であったため、指標は前年度である平成30年度をわずかに下回ることとなったが、外国人出国手続における顔認証ゲートの運用が軌道に乗った令和元年度後半においては、前年度に比べ同等以上に改善が図られた。</p> <p>また、上記出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化の結果、入国審査業務が大幅に軽減され、入国審査官等の配置や審査ブースの開放数について、混雑状況やフライトの乗客数、国籍・地域によって柔軟に対応することが可能となった。</p> <p>令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症による影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したため、入国審査待ち時間の計測を見合わせたことから、目標が未達成となっているものの、達成手段、及びは、上記のとおり、空港における入国審査待ち時間を20分以内にするという目標の達成手段として有効かつ効率的であると認められる。</p> <p>【測定指標2関係】</p> <p>達成手段 「出入国管理業務の実施」の一環として、令和2年7月から10月にかけて全国の地方出入国在留管理局及び支局の事実の調査担当者による書面での意見交換会、また、同年12月に出入国在</p>	

留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在対策に資する事実の調査に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。さらに、達成手段「中長期在留者居住地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在対策としての在留資格取消業務に活用した結果、在留資格取消件数は、前年を217件上回ったことから、偽装滞在者の疑いがある者に対する在留資格取消制度の厳格な運用という目標の達成手段として、上記達成手段及びは有効であると認められる。

【測定指標3 関係】

達成手段「出入国管理業務の実施」、「被收容者等の処遇」及び「出入国審査システムの維持・管理」において、令和元年度から、本邦に不法に滞在する外国人の退去強制手続を執った件数を「違反事件数」として測定指標として加えた。

政府を挙げて観光立国の推進をするなか、不法残留者数は平成27年以降6年連続で増加しており、出入国在留管理庁では、不法滞在者の取締りのための摘発等を継続して推進している。

令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により摘発実施件数が減少したものの、摘発担当職員を他の違反事件処理に充てるなどして違反事件全体の処理促進に努めた結果、違反事件数は過去と比べても高い水準が維持できており、摘発以外の違反事件処理を推進することで不法滞在対策として安全・安心な社会の実現に有効に寄与したと評価でき、目標は未達成であったとはいえ、不法滞在対策の推進という目標達成の手段として、有効かつ効率的であると認められる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現、安全・安心な社会の実現に加え、外国人との共生社会実現のため、今後の事後評価の実施に関する計画においては、以下のとおり新たに測定指標4を設定し、各取組を推進していく。

【測定指標1】入国審査待ち時間20分以内達成率

平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測し、公表しているところ、当該取組^①は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定している。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束後は、外国人入国者数の増加が見込まれることを踏まえ、前年度に引き続き、本指標を設定しているが、同感染症の感染拡大状況や、今後改定が予定されている「観光立国推進基本計画」の改定状況によっては、指標の変更の可能性も含め、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。

【測定指標2】在留資格取消件数

平成28年の出入国管理及び難民認定法の改正により、平成29年1月1日から新たな在留資格取消事由が加わったほか、在留資格取消のための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができるようになり、在留資格取消のための体制が強化されたことから、収集した情報及びそれらの分析結果を活用し、偽装滞在が疑われる者の発見を行い、在留資格取消制度を厳格に運用していく。

【測定指標3】違反事件数

不法残留者については、平成27年1月1日現在で約6万人となり、22年ぶりに増加に転じ、その後

は6年連続で増加したが、令和3年1月1日現在では約8万2,800人となった。新型コロナウイルス感染症の影響により外国人入国者数は減少しているものの、新型コロナウイルス感染症の収束後は、外国人入国者数の増加が見込まれ、これに応じて、不法残留者も増加する可能性が高いことから、更に不法滞在者の縮減に努める必要がある。そのため、関係機関と連携し、摘発等の強化を推進した上で、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることが不法滞在者の縮減につながるため、違反事件数を測定指標として設定している。

なお、今後は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、指標の設定の在り方について検討していくこととしている。

【測定指標4】地方公共団体等と連携を行った回数

外国人との共生社会実現のための環境整備にあたって、外国人との共生施策に関する企画・立案に際し、地域が抱える課題や現状を把握するとともに、意見・要望をしっかりと聴取することが重要である。

また、外国人が安全・安心に暮らすにあたって重要な役割を担う一元的相談窓口相談員等として出入国在留管理庁の職員を派遣することは同窓口の対応能力向上に資するものであり、ひいては外国人の適正な在留活動につながるものである。

よって、地方公共団体等と連携・協力を推進することが重要であることから、連携を図った回数を測定指標として新たに設定した。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 令和3年7月15日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」基本政策 関係番号8, 基本政策 関係番号1~5のとおり。 政策の中の整合性を取るほか、政策間の評価の整合性を取った方が良いのではないか。 定量的な測定指標の目標達成度については、数値目標の達成の有無によって判断するべきではないか。 「次期目標等への反映の方向性」において、コロナ渦であることを踏まえ、測定指標の見直しを行うこととしてはどうか。 〔反映内容〕 の観点から、 について、測定指標3の目標達成度について再検討を行い、「達成」状況欄の記載を修正し、 について、「次期目標等への反映の方向性」欄の【測定指標3】に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、指標の設定の在り方について検討していく旨追記した。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留資格取消件数の推移」(出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課, 対象期間:平成26年1月1日~令和2年12月31日) ・「出入国在留管理基本計画¹⁰⁾」(法務省, 平成31年4月26日)
----------------------------------	---

<p>備考</p>	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
-----------	--

担当部局名	出入国在留管理庁政策課	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------------	----------	--------

*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後，許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて，いわゆる偽装滞在者（*2参照）も含む。

*2 「偽装滞在者」

偽装結婚，偽装留学，偽装就労など，偽変造文書や虚偽文書を使用するなどして身分や活動目的を偽り，あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは，必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが，現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国在留管理行政上重要な課題となっている。

*3 「観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）」（抜粋）

第3 観光立国の実現に関し，政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善，通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し，空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ，革新的な出入国審査を実現するため，関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため，審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し，平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ，今後も対象空港の拡大を検討する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため，航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

- ・出入国管理上のリスクが低く，頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し，ビジネス旅行者のみならず，観光旅行者等の自動化ゲート利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め，平成30年度以降本格的に導入し，日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

- ・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため，個人識別情報を活用し，出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく，具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

- ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう，地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して，審査ブースの増設，施設の拡張等やC I Qに係る予算・定員の充実を図り，訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

- ・増加する旅客の円滑な入国と国の安全な確保をするための水際対策を両立するため，入国管理当局の情報収集，分析及び活用のための体制強化を図ることにより，全ての乗客の乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）の電子的な取得等，情報収集を一層進め，更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

- ・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について，主要

7 空港を中心に検討を進める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

- ・ - 3 - （6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行わせること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

水際対策

不法滞在等対策

情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

ア) 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

- ・ - 6 - （3） - 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

- ・ - 6 - （3） - 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*5 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の37に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている 住居地（同法第19条の7～9）、氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、所属機関等に関する事項（同法第19条の16）、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）、特定技能所属機関が届け出ることとされている雇用契約の変更等・受け入れている（特定技能）外国人の氏名等（同法第19条の18）のほか、登録支援機関が届け出ることとされている支援業務の実施状況等（同法第19条の30第2項）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*6 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオカート」

従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで行うための機器の通称。上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*9 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省ホームページ上で公表している（http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00117.html）。

入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間 = 上陸許可時刻 - (到着便の到着スポット・イン時刻(航空機がスポットに到着した時刻) + 入国審査場までの移動時間)

入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港(ターミナル・入国審査場ごと)ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*10 「出入国在留管理基本計画」

出入国在留管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成31年4月26日、出入国在留管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、バイオカート及び顔認証ゲートの整備推進等を掲げ、自動化ゲートによる審査対象の拡大等について、引き続き検討を行うこととしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在対策等の推進に向けた取組として、積極的な摘発等の実施や、偽装滞在対策の強化を掲げている。ここでは、観光推進立国の実現に向けた諸施策を担保するため、実効的な摘発の実施に努めていくとともに、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する正確な情報の継続的な把握に努め、退去強制手続や在留資格取消手続を執るべき者を把握した場合には、速やかにそれらの手続を執るなど、偽装滞在対策も強力に推進していくこととしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/basic_plan.html）を参照。